中学校の通学区域改正その１

１　改正地区

（１）平成 22 年 4 月 1 日、豊田小学校から焼津西小学校に通学区域を改正した**①地区**の中学校を、豊田中学校から**焼津中学校に通学区域を改正**する。

①地区	**三ケ名** 561,564-1,-2,807～817,818-1,-2,-4,-5,-7～-9,-17,-18～-20,-26～-30,868-3,-5,875-1,876-1～-4,877-2～-4,878～893-1,894～961-2,-4～-8,964-1～-9,-12,965～1033,1297～1486,1749～1774 **五ケ堀之内** 324～348,352～447,455～462,469～480,509,510,642～703

（２）平成 22 年 4 月 1 日、豊田小学校から黒石小学校に通学区域を改正した**②地区**の中学校を、豊田中学校から**大富中学校に通学区域を改正**する。

②地区	**三ケ名** 420-2～559,562,563,564-3～-7,565～806,818-6,-10,-11,-13～-16,-21～-25,821～868-2,-6,869～874,875-2,876-5～-8,877-6,893-2,-4,961-3,-9,-10,964-10,-11,-13,-14 **五ケ堀之内** 1293～1360、1375～1390、1404～1535、1536-7～1692

（３）平成 10 年 4 月 1 日、豊田小学校から黒石小学校に通学区域を改正した**②地区**の中学校を豊田中学校から**大富中学校に通学区域を改正**する。

②地区	**三ケ名** 1～420-1,421-2 **五ケ堀之内** 1536-1～-6

２　改正時期

平成 28 年 4 月 1 日施行

平成 25 年度末に決定し、ホームページ等に掲載し、周知を図る。

３　改正に伴う緩和措置（指定校変更許可）

1	要件	**兄姉が豊田小学校に在学**していることにより、**豊田小学校に入学した児童**は、**兄姉が**豊田中学校に**在学していなくても**、豊田中学校に入学できる。
	期間	特になし（上記の要件を満たしているかぎり）。
	条文	要綱第 2 条第 10 号
	手続	申請必要(1～2 月頃)
2	要件	平成 22 年 4 月 1 日施行による豊田小学校の学区改正により、**平成 22 年度から平成 26 年度まで**に**焼津西小学校又は黒石小学校に入学した児童**は、豊田中学校に入学できる。ただし、下記の**住所要件**と**年齢要件**を満たすこと。 **【住所要件】**平成 20 年 4 月 1 日以前から住民登録している者 **【年齢要件】**平成 15 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日までに生まれた者
	条文	要綱第 2 条第 10 号
	手続	申請必要(1～2 月頃)
3	要件	**現に豊田中学校に在学**している第 1 学年及び第 2 学年の**生徒**
	条文	要綱第 2 条第 10 号
	手続	申請不要(**書面による意思確認のみ**、平成 28 年 1～2 月頃)